

官報

号外 昭和三十年六月六日

○第二十二回 参議院會議録第二十号

昭和三十年六月六日(月曜日)午後三時
十二分開議

議事日程 第二十号

昭和三十年六月六日
午前十時開議

第一 石炭鉱業合理化臨時措置法
(案(趣旨説明))

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

去る三日議長において、左の常任委員
の辞任を許可した。

内閣委員	豊田 雅孝君
地方行政委員	若木 勝蔵君
同	中田 吉雄君
法務委員	八木 幸吉君
大蔵委員	湯山 勇君
同	上林 忠次君
商工委員	栗山 良夫君
同	市川 房枝君
逓信委員	平林 剛君
建設委員	近藤 信一君
同	同日議長において、常任委員の補欠を 左の通り指名した。
内閣委員	上林 忠次君
地方行政委員	近藤 信一君
同	栗山 良夫君
法務委員	市川 房枝君
大蔵委員	平林 剛君
同	豊田 雅孝君
商工委員	吉雄君
同	中田 吉雄君

逓信委員 八木 幸吉君
建設委員 湯山 勇君
同 若木 勝蔵君

同日内閣から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを委員会に付託
した。

地方公営企業法の一部を改正する法
律案 地方行政委員会に付託
証券取引法の一部を改正する法律案
証券投資信託法の一部を改正する法
律案 大蔵委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よって議長は即日これ
を委員会に付託した。

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案 内閣委員会に付託
中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案 商工委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法の一部を改正する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を委員会に付託し
た。

国防会議の構成等に関する法律案
内閣委員会に付託

けい肺及び外傷性せき腫障害に關す
る特別保護法案
健康保険法の一部を改正する法律
案 社会労働委員会に付託

重油ボイラーの設置の制限等に関する
臨時措置に関する法律案
住宅融資保険法案 建設委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

船舶積載測定法の一部を改正する法
律案
同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

競馬法の一部を改正する法律案
去る二日委員長から提出した左の公職
会開会承認要求に対し、議長は去る三
日これを承認した。

公職会開会承認要求書
一、議案の名称 自動車損害賠償保
障法案(予備審査)
一、公職会の問題 自動車損害賠償
保障法案について
一、公職会の月日 昭和三十年六月
十三日
右本委員会の決議を経て、参議院規
則第六十二条により要求する。

昭和三十年六月二日

運輸委員長 加藤シヅエ

参議院議長河井彌八郎殿

去る三日本院は、衆議院送付の左の内
閣提出案を承認することを議決した旨
衆議院に通知した。

婦人の参政権に関する条約の批准に
ついて承認を求めるの件
開税及び貿易に関する一般協定のあ
る締約国と日本国との通商関係の規
制に関する千九百五十五年十月二十
四日の宣言の有効期間を延長するた
めの議定書への署名について承認を
求めるの件
同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

婦人の参政権に関する条約の批准に
ついて承認を求めるの件
開税及び貿易に関する一般協定のあ
る締約国と日本国との通商関係の規
制に関する千九百五十五年十月二十
四日の宣言の有効期間を延長するた
めの議定書への署名について承認を
求めるの件
同日内閣を經由して土地調整委員会
委員長から土地調整委員会設置法第十九
条の規定に基づく左の報告書を受領し
た。

昭和二十九年土地調整委員会年次
報告書
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政
府委員に任命することを承認した旨回
答した。

郵政省郵務局長 松井 一郎君
同日内閣総理大臣から、郵政省郵務局
長松井一郎君(前掲の議長承認のとお
り)を第二十二回国会政府委員に任命
した旨の通知書を受領した。

一昨四日議員から左の議案を提出し
た。よって議長は即日これを社会労働
委員会に付託した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(山下雅信君外一
名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よって議長は即日これを委員会
に付託した。
国立学校設置法の一部を改正する法
律案 文教委員会に付託
毒物及び劇物取締法の一部を改正す
る法律案 結核予防法の一部を改正する法律
案 社会労働委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため
送付された左の議案を法務委員会に付
託した。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法の一部を改正する法律案
○議長(河井彌八郎) これより今日の
会議を開きます。

内閣総理大臣から発言を求められま
した。この際、発言を許します。鳩山
内閣総理大臣。

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕
○国務大臣(鳩山一郎君) 本院の本会
議に出席するつもりで待機していたの
でありましたが、手違いのために、か
かる事態を引き起こしましたことは、ま
ことに遺憾に存じます。今後は絶対に
かかる事態の起きないように注意をい
たしますから、このたびのことは御了
承願いたいと思います。(了承々々)と
呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八郎) 五月二十六日、内閣總理大臣から、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員宮本邦彦君、上林忠次君、三輪貞治君の任期満了に伴う後任者を指名されたいとの申し出がございました。

つきましては、この際、日程に追加して、同委員の補欠選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

○松岡平市君 たい、議題に供せられましたが委員の選挙は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○阿具根登君 私、ただいまの松岡君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 松岡君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よって議長は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に宮本邦彦君、上林忠次君、三輪貞治君を指名いたします。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、石炭鉱業合理化臨時措置法案(趣旨説明)

本案について、内閣からその趣旨説明を求めます。石橋通商産業大臣。

〔國務大臣(石橋通商産業大臣) 石橋通商産業大臣〕

○國務大臣(石橋通商産業大臣) ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして、説明を申し上げます。

一昨年来、わが国の石炭鉱業は、御承知のように深刻なる不況に悩まされて、休廃止炭鉱は續出し、未払い賃金は累増し、失業者は集団的に発生した等の容易なる問題が相次いで起つておりますことは、まことに遺憾の次第でございます。しかもこの石炭鉱業の不況のよつて来た原因は、はなはだ深く、幾多の悪条件の累積によつて今日の事態を招いたのであります。このため、一時的応急措置をもつては、これを克服することがとうてい困難であると認められます。この際、ぜひとも必要な処置は、長期の見通しに基き、抜本的な再建政策を講じまして、もつて石炭鉱業の安定と発展をはかることだと感じます。基本産業中の基礎産業でありますところの石炭業が、かくて幸いに安定と発展の方途を見出し得ますならば、その国民経済全般の健全なる伸張に寄与するところはきわめて大なりと考えるのであります。

元来わが国の石炭は、その賦存状況及び品質等におきまして、必ずしも良好の条件のものにはございせん。従つてその生産量は、諸外国の石炭に比し、ややもすれば割高となることを免れないのであります。ことに地下資源産業に特有な特性として、採掘現場が逐年深部に移行するに伴ひまして、採掘条件は次第に悪化いたしました。従つて適時に大規模な若返り工作を行い、生産量の累増を抑止する必要がございます。しかるに御承知の通り、戦時戦後を通じて、何をおいても石炭の増産をいたすことが、国の最大の必要事項でありました時代におきましては、右のごとく適切な若返り工作を行う余裕がありませんでした。その結果、炭鉱内外の施設は荒廃いたし、固定資産の償却は閉却され、生産量は漸次増加して、企業経営は逐年悪化して参つたのでございます。

昭和二十四年に至りまして、一応戦後における石炭の増産要請は達成せられて、需給の關係も好転いたし、統制は撤廃いたされたのであります。が、戦時中からの諸種の弱点はほとんどそのままに包蔵せられておりまして、生産量の割高に基き高炭価問題は未解決のままに今日に至つてゐるのであります。たまたま昭和二十五年の朝鮮動乱による好況のために、一時この問題は影をひそめたが、一時この問題が、昭和二十六年に動乱が休止するとともに、高炭価問題は再燃いたし、競争エネルギーである重油や外国炭が、割高なわが石炭の需要分野に進出し始めたのであります。のみならず、昭和二十七年末、長期にわたつて炭鉱ストライキが行われ、炭産出が減少したことも、また重油や外国炭の進出を一そう促進する結果をもたらしました。そのため、国内炭は生産費を下回る価格をもつて、これら競争エネルギーと対抗せざるを得なくなつたのであります。

加ふるに昭和二十八年下期以来の経済全般に浸透いたしました不景氣によりまして、石炭の需要は減退の一途をたどり、その需給は一段と均衡を失するに至つたのであります。

まして、産炭地一帯に甚大なる社会不安を醸成するに至るおそれなしとなつたのであります。政府は、かような見地から石炭鉱業を合理化し、産炭地を低下するとともに、その安定をはかることを企図いたしまして、鋭意検討を進めて参つたのであります。今回ようやく成果を得るに至りました。よつて石炭鉱業合理化のために法的規制を必要とする事項につきまして、石炭鉱業合理化臨時措置法案を作成いたし、また別に総合エネルギー対策の見地から、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法案を立案いたしまして、あわせて本国会に提出し、御審議を仰ぐこととしたして、おる次第でございます。

本法案は以上申し述べました通り、石炭鉱業の合理化、換言すれば、その生産性の向上によつて炭価の引き下げを意図いたしておるものであります。これによつて生ずべき過剰労働力につきましては、現在すでに問題になつておりますところの炭鉱失業者とあわせて、これが吸収に十分なる対策を講じて参る計画でございます。すなわち従来より実施いたして参りました産炭地一帯における鉱害復旧事業、失業対策事業等を一そう強化いたすとともに、さらにそれぞれの炭鉱地帯に新たに河川改修、道路、水道、鉄道建設等の諸事業を起し、その他住宅建設、電源開発、職業指導等の諸事業に對しまして、職業指導教育を実施いたし、かつこれら労働者の計画的配置転換をはかる所存でございます。

石炭鉱業合理化臨時措置法案の内容につきましては、御審議の途上において、さらに詳細にわたつて申し述べます。

第一章は、石炭鉱業整備事業団について規定をいたします。合理化工事の実施は必然的にこれら炭鉱の操業度

の上昇を必要といたしますので、需要に对应した適正生産規模に生産体制を集約化するために、非能率炭鉱の整備を行うことといたしました。その実施機関として石炭産業整備事業団を設立することといたしております。この事業団は炭鉱の事業主の申出に応じまして、炭鉱の採掘権と鉱業施設を買収するものであります。炭鉱の買上げに伴ない離職する労働者に対しては、事業団より平均賃金の一月分に当る金額を支給するほか、未払い賃金がありまます場合には、これを事業団が炭鉱の事業主に代つて支払うことといたしております。

第四章は、坑口の開設の制限に関する規定でございます。前述の通り生産体制の集約化の措置といたしまして、非能率炭鉱の買収とあわせて新規に非能率炭鉱の発生するのを抑制するため、石炭の採掘を目的とする坑口の開設について許可制を設けることにいたしました。ただし、この措置は、その性質上、必要最小限にとどめるために、特に三年間に限り実施することといたしましたのでございます。

第五章は、石炭の販売価格及び生産量の制限についての規定でございます。合理化の効果を炭価に反映させるために、標準炭価の制度を設けまことに、炭価が暴落し、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に對しましては、通商産業大臣の指示により、生産業者が独禁法の規定にかかわらず、生産数量と販売価格について共同行為を実施し得るよういたしましたのであります。

第六章は、石炭産業審議会について規定でございます。通商産業省に石炭産業審議会を設置いたしまして、合理化計画、標準炭価、坑口の開設の制限等重要事項につきましては、これを個々に諮問することといたしました。以上のほか第七章に、この法律実施上の補充規定とも申すべき雜則を、第八章に、この法律の違反行為に対する罰則を、それぞれ規定いたしておるのであります。

以上は、簡単にございしますが、この法案の構成につきまして、一応御説明申し上げた次第でございます。政府といたしましては公正無私に考えまして、この法案が少くとも現段階においては、わが国石炭産業の実態に即して最も適正なりと信じて御審議を願う次第でございます。幸いにこの法案が制定の運びとなりました際には、これが実施を厳正適切にいたすことは申すまでもなく、また炭鉱の採掘技術及び経営等については十分科学的検討を加えまして、万遺憾なきを期する準備をいたしております。かようにして石炭の消費者の利益を擁護するとともに、石炭産業の健全な発達とその従業者の福祉の増進に一層努力する所存でございます。皆さんにおかれましては、何とぞ政府の意のあるところを了とせられ、本案に御協賛下さいんことを切にお願いをいたす次第でございます。

○議長(河井彌八郎) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。一松政二君。〔一松政二君登壇、拍手〕

○一松政二君 私は自由党を代表いたしました。ただいま議題となりました石炭産業合理化臨時措置法案に對しま

して、鳩山総理大臣以下関係閣僚に若干の質問を試みたいと存する次第でございます。

ただいま石橋通産大臣の提案理由の説明を承りましたのでございします。が、私は、はなはだ残念でございます。けれども、この法律の精神につきましては、若干の疑義があり、これが果して石炭の合理化になるか、あるいは日本産業に寄与するか、幾多の疑問が湧いて参つておるのであります。私は、戦後のわが日本の実情、昨今のいわゆる思潮につきまして、最近特に私は不思議に思つておることがある。元來人間の生存が、あるいは国の、国際場裡におけるわれわれ日本国民が生きていくということが、さほど一休簡単にできるといふものであるかどうか。いんや日本は敗戦によつて、まず一文なしになつたといつてもあえて過言ではなからうと思ふほどのわれわれは打撃を受けておるわけでありま。ところが、今日世の中に、あるいは新聞に、雑誌に、あるいは物の本に、艱難なんじを玉に、あるいは困苦欠乏に耐えるとか、あるいはまた、かわい子には旅をさせるとかいうような文字が、一体どうして消え去つてしまつたのでありましようか。またこゝろは、人は、文明の体裁をなし、国際情勢においてお互いに競争を営まなければ生存を可成としないうりになつてきたこの人類社会においては、私は古今を通じての哲理であると考えなければなりません。今日わが日本のおかれおる状態をそのまゝ率直に国民に訴へて、実情を知らしめ、そして覚悟を促すことが、私は最も親切な政治であり、われわれ國

會議員も、政府も、あるいは政界も、なすべき私は一番の中心問題であると考えなければなりません。今日の日本において、ただいま問題になりましたような合理化臨時措置法案がかりに通ることをいたしました。これが中心をなすものは人なでありま。経営者であり、従業員であり、あるいはまたこれを取り巻いてる消費者、あるいは世間の風潮であります。いかにも、敗戦の結果新憲法が与えられ、健康にして文化的な生活を営む権利を有するがごとく書いてありますが、一体国家とは何であるか、政府とは何であるか。近ごろの私は社会の風潮を見て、何か、食われぬようになったのはこれは政府が悪いのだ、あるいは国が金を出してやるべきであるというふうな風潮が、もう津々浦々、全国を風靡しておる。皆さん御承知の通り、国会を取り巻く陣情、果てはデモ隊、あるいははすり込みといふような情勢において、政界も政府も、これらの風潮に對してこびに忠なるゆえんではないと思ふ。かわい子供に菓子をや、小づかいをほしがるのをそのまゝそれにやつて、それが果して子供をかわいがるゆえんでありましようか。(古い、古い)と呼ぶ者あり。古くない。黙つて聞きなさい。そういうことを言うことがいかぬのだ。僕はここで発言する権利を持つてゐる。(発言するなとでも呼ぶ者あり)黙してゐるのではない。石炭の合理化をはかりとすれば、それに従事する人のまづ精神がこれを許容するようにならなければ、私は行われなと思ふ。かりに一つの企業がもうかるかも

りからないか、その利益の配分をどうするか。今日のうちに、もうかつてもうからないでも、あるいは営業が成り立つても成り立たないでも、われわれは食えないから賃金をよこせ、あるいは足りないからボーナスをよこせと、今日から始まつておる、いわゆる地方公務員のごときは、あるいは中央も、いずれはそういうことになると思ひますが、すわり込みをやるとかいう計画で、そして(本筋に入れ)何の質問をしてゐるのだと呼ぶ者あり。黙つて聞きなさい。そういう精神状態である者を相手にして、私は企業の合理化は、ただ法律をこさえただけで行われるとは思ひません。私はどうして、この非常甘い考え方、安易なる考え方、無責任なる考え方、われわれもこの考え方をわれわれ国民がみずから省みて、そしてこれではいかぬのだ、これでは自立経済にならない、われわれ石にかじりついても生き抜いていかなければならぬ。国際競争場裡はそんな甘いものじゃない。日本のことだけを考へてくれる外国はほとんどありません。みんな競争相手です。それに對して輸出しなければならぬ。そうして輸出貿易を盛んにしなければ、日本は食つていけないといふことは、諸君、もうほとんど何人も異論のないところでありま。その基幹産業である石炭であるから、何とかしなければならぬと考へて、今こゝろ法案が出ておる。ところが、そのもとをなすわれわれ国民の考え方、あるいは従業員の方、これが合理的にならなければ、からだを作つてが魂入らないことになる。私はまずそれを、魂をやることの方が先ではないかと考へる

わけであります。この合理化法案と称する臨時措置法案を見ても、そういう片りんを、この法案の中に見ることができないことを私ははなはだ残念に思ふのであります。

私はまず鳩山総理に伺いたいことは、今日のこの風潮を改めることが一番われわれ国民に課せられた、あるいは政府に課せられた、政党内に課せられた、あるいは国民代表に課せられた責任ではなからうかと思ふのであります。(君の頭の改造がまず第一だ)と呼ぶ者あり。私は、今私に向つてヤジを飛ばしておる方々は、われわれと考へ方を異にする。そうして社会党の左派の綱領を見ればすぐわかる。革命を企図しておる。だから、産業がどうなつてもこうなつても、革命が起りますればけつこうなものである。であるから、そういう思想の者とわれわれとは、物の考え方の差違が違ふのである。(拍手)そういう人があるから、われわれは、それでは日本の国は立たないと思ふ。でありますから、われわれは、そういう日本の国を立て、八千万国民が自由を樂しみながら生きていくためには、われわれの考え方をまず改めていくということが、今までの政府のなすべき、あるいは総理大臣の国民を率いる上において最も必要であり、そうして一日を争う問題であると考へるのであります。総理大臣は、この總括的ないわゆる国民思想、物の考え方が基本でありますから、くどいようですが、まず改められ、そういうことが一日も早く改められる方向に政治を持っていき、また国民をそういうふうには、私は啓蒙という言葉を使うことはどうかと思ひますけれども、そういう方面に

指導することが、この合理化の法案よりも私は先決問題であると考へるのであります。その点に対する総理大臣の御所見を伺いたいののであります。

私は、その私の考え方に立つて、この石炭合理化法案を一読してみます。とすると、合理化と称しますけれども、また先ほどの總旨の説明にもありましたが、これを流れておるものは、石炭業の救済ということだ。私は、合理化の線が貫かれていない。もし私は、炭鉄の経営を合理化するというのでありますならば、なぜ最も必要なるところの鉱区の整理統合をおやりにならないか。わが国の石炭業は、二、三の大炭業者は別でありますけれども、ほとんど小さな鉱区にたつておる。炭鉄は、もうすでに揃つてなくなつておつて、隣の山の断層にぶつかつておるけれども、それは隣の山なんだ。隣の山はまだその上を掘つておるから、下のやつに手をつけるわけにはいかぬけれども、こつちはなくならぬから、もうやめてしまつておるといふ炭鉄がたたくさんあるわけでありまして、そういうもの、そういうものに対しては、この法律案ではこれを相手にしておらぬ。ただ申し込みを受けた、買収の申し込みを受けて石炭山だけを買収することになっておる。これで果して私は合理化と言へるかどうか。今日石炭業者が非常に困つておる。あるいは借金で首も回らない。貸金も払えない。まことにその通りだと思ふのでありますけれども、それは今日、そういうことがわが日本に初めて起つたのではない。第一次世界大戦のあとの、あの深刻なる不

況は一体どうお考へになつておるのであります。昭和三年から日支事變の始まる直前まで、炭鉄業者がいかに苦しんだか。一年や二年や三年不況に見舞われるのは、企業家の常なんだ。そういう場合に、好況の場合にそれに備えなければならぬ。また好況の場合には、また次に不景気が来ますから、その際に備へるのが企業家の努むべき責務なんでありまして。(重油を奨励したのはこの内閣なんだ)と呼ぶ者あり)ところが、今日、われわれも無責任になつておる、非常に安易である。その日が過ぎればよい。食われぬようにすれば、政府がどうかしてくれるだろう。企業がもうからぬというならば、政府が買つてくれるだろうというならば、政府が買つてくれるならば、私はさらにさらに国民をして安易感と無責任感を助長するであらうことをお考へする。でありますから、私は、この法律案の趣旨が一体救済にあるのか。あるいは合理化をしようとするのか。またこれで合理化ができるとお考へになつておるか。まずこの点を一つお考へになつていただきたい。私は石炭業に対していささか経験を持しております。

第二に、私は通産大臣にお伺いをしたいことは、資金計画であります。第六条によりますと、政府は、所要の資金の獲得に努力せなければならぬ。努めなければならぬといふふうになつておると思ひます。世の中で何か仕事をしようと思へば、いわゆる先だつものはお金なりけり、金の準備がなかつたら何事もなすことができない。で、堅抗を擲さくする場合に莫大な金が、千数百億の金が必要の予定になつておるということを知りておられますけれども、その金の用意が、確たる見通しがあるのかどうか。あると称してしまつても、これは世間は決して、この今の日本の状態は、来年の今の日本の状態とは違ひます。どういふことになつておるか。来年のことをいへば鬼が笑うといわれるほど、昔から世の中の変転といふものは激しいものであります。でありますから、今から向う四年間あるいは向う五年間、これこれの金があつて、それは心配要らないのだといふことになれば、その資金の裏づけによつて、私は今日その計画を始めて差しつかえないと思ふ。けれども、先はどうなるか、先には先の風が吹くといふような程度のことでも、もしこの計画案をお始めになつたら、始めて、当初から私はその計画に狂いができなくて、とうていこの所期の目的を達することはできない。いな、かえつて收拾すべからざる混乱を招き、また國實に大きな負担増をするであらうことを私はお考へするのであります。

今日石炭業界は過去の放漫経営のために、あるいは言葉をさらに極端に詰めていへば、無責任なる経営のため、ほとんど大手の炭鉄がみな社長以下責任をとつておる。それはど責任をとつておりながら、私は炭鉄の諸君は、(何を言ふか)呼ぶ者あり)労働者の諸君はこれに対して、どういふお考へを持っておるか。私は、従業員が、炭鉄の経営状態はどうなつても、自分たちはこれだけ要するのだといつて、力づくでストライキをやつて、そして分け取りしておるのじやありませんか。それで事業が成り立つと思ひますか。それで事業が成り立たないで

いかということ言われて、そうして無理に押えられれば、企業意欲は一体どこによつて起るか。これは戦時中の統制経済なり、戦後の統制によつて、いやというほどわれわれは実験しておる。それがまたぞろ芽をふいて、そうして一通産省の保官、政府はしょっちゅうかわります。これは私は、この法律案にしまして、鳩山内閣によつて出されたけれども、これは吉田内閣の当時からこの問題は研究されておつた。でありますから、一通産省の保官は、人はかわつても組織は変らない。それがまたこういう法律によつて、いろいろな弊害も予想される。標準炭価の問題にいたしまして、これは不良鉱区の問題は容易なことじゃない。見よう見方によつて、石炭のごときも休んでしまつて、廃鉱にすれば、これはただなんです。廃鉱になる一歩手前を、事業団に持つていつて売り込みというそこに運動が行われ、あらゆる私は黒い影がさすであらうことをおされる。でありますから、政府としては、なるべくこういふ人の考え方、さじかげんで、どうでもなるような法律は、なるべく私は避けた方がいいと考える。昨年あれほど問題の起つた造船、あるいは海運造船の問題にいたしても、私は当時運輸委員会において、これに一人私は反対を唱えておつた。そういう忌まわしい問題がつき物になるから、なるべくそういうことは避けた方がよろしいというのが、私の論点なんです。私は石橋通産大臣に對しましては、以上の標準炭価の問題、あるいは重油の

昭和三十年六月六日 参議院會議第二十号 石炭産業合理化臨時措置法案(通旨説明)

規制の問題等、以上五項目にわたって質問をいたしました。さらに私は西田労働大臣にお伺いしたいのであります。

この法律につき物であるところの労働問題は、いわゆる労働三法であつて、これを改正したがいよいよ、あるいは改悪反対だ、という議論の分れるところであり、あります。ところが、この法規は、もともと占領当時一番先にできた法律でありまして、日本人の自由意思によってできた法律ではない。従つて英米流の考え方で日本に押しつけておる。英米における労働事情と、日本の経済構造なり産業構造なり、労働市場といふものは、まさき違ひのである。それに英米あるいはそれ以上にわたると思はれるような法律があつて、しかも、その法律を労働者みずから曲げておる。この法律の予想しておるところは、解雇も、所要の手続と所要の給手をやれば、自由にできることになつておるのである。それを一人で首切れば、絶対反対だと言つて、ストライキに訴えるといふことは、これはすでに法の精神を曲解しておる。法を適用しておる。こういうことが改まらないで、この労働法だけを施行するといふことは、私はそれ自身無理があると思ふ。私は今日の日本の産業構造と、それから日本の労働市場の状態を見て、この三法がそのままよろしいとお考えになつておるのかどうか、その点を一つお伺いしたい。

ものは約四千万人で、その四千万人が働いて、約六兆に近い国民所得をとつて、それをわれわれが分けて食つておる。そうして雇用関係に立つておるこの労働者諸君は、わずかに千五百万人で、これが労働三法の適用の範囲に入つておる。あとの二千五百万人といふものは、この三法の外に出ておるわけで、さらに私が奇怪に考えることは、二千五百万人と千五百万人が、国民所得を大方半々に分け合つておる。これは私は不合理なことではないと思ふ。三七%に近い、いわゆる四千万人の中の三七%ばかりの諸君が、四千万人の中の三七%の人が、四八%強の所得をすてに分けておるというところは、これは不合理であります。さらに驚くべきことは、その千五百万人の中の六百五十万人が、これは概数であります。六百五十万人が、いわゆる組織労働者で、世間でいう非常に強力な労働組織を持ったものが六百五十万人、それにして千五百万人の中の給手と比較してみますと、五百人以上のものをして一〇〇とすれば、小さい零細企業はその半ばにかならぬ。その間、七割から六割、五割とありますが、八百五十万人がその七割以下に位する。かく考へてくると、六百五十万人の所得は、国民一人当りの平均よりも、ずば抜けて大きいといふことが考えられる。私は今日の組織労働者の諸君が、給手の絶対額が多いといふことを言つておるのじやございません。ただ貧弱なる日本の今日の国民経済において、所得の分け前は、何千万人という人間があれば、大体それはならされなければならぬ。それが戦前の日本においては、とにかく人数割りになつておる。

たま英國においても、米國においても、そうなつておるわけであり、それに對して私は労働大臣の所見を承りたい。

さらに、私は経費官の高橋さんに伺いたのですが、いわゆる六九年計画であります。世界の情勢は常に變化してあります。また世界の情勢が變化するから、従つて経済も非常に変化する。いわんや第二次大戦後十数年たつた今日、國際情勢は緊張緩和の方向に向ひ、軍縮問題が論議せられるだらうと私は考へる。従つて第一次歐洲大戰後のあの世界不況が、私は日本の経済を統べる者、責任者としては、これは大きくクローズ・アップしてなければならぬと思ふのであります。そういう問題を考へあわせて、そうして計画を立てる場合、私はどういふ方にそのいふことを考へあわせて織り込んでおられるか、その点を承りたい。

なお、私は詳細なことにあたりましては、また委員会においてお伺いすることにしたしまして、今日はこれでもつて一応打ち切る次第であります。

(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(鳩山一郎君) 一松君の御質疑に對してお答えをいたします。産業の振興のために國民精神の緊張の必要なることはもとより當然の事柄であります。この臨時措置法案の実施によりまして、同時に労使の間の協力態勢が強化されんことを期待し、切望をしておる次第であります。以上。
〔國務大臣石橋湛山君登壇〕
○國務大臣(石橋湛山君) お答えいたします。

まず、何よりも精神の合理化が必要であるという意味の前の御議論に對しては、むしろ賛成であります。しかしながら、そうであるからといつて、ただいま問題になつております石炭問題を閉鎖しておくわけに行かないと存するのではありません。これを放任しておいたらどうなるかといふことを考へますと、むしろ一面において御趣旨のよきな精神的な緊張といふことは必要であり、ましようが、やはり實際的に石炭産業といふものは何らかの措置をしなければならぬ段階に入つておると思ふのであります。

それからこれは決して救済ではございません。石炭産業を立て直すといふことは、日本の基本産業を立て直すことでありまして、また従業者の救済から申しましても、常用労働者中約三十万人現在救えておる。これはまあ非常な数であります。これらの労働者、あるいは企業者が一つ立て直つてくれることが日本の経済の全体の自立のためにぜひ必要だと思ひますから、それに石炭の価格を、原価を下げて、そして石炭といふものが、重油や、あるいは輸入石炭と十分競争し得る力を持たなければならぬので、日本経済全体の再建のために、石炭の価格の低下をはかりたいといふのが趣旨で立てました案でございますから、決してその一部の企業者等を救済しよう、あるいは労働者を救済しようといふ意味の法案ではございません。せつかくこういふ計画を立てても、将来の資金がどうなるか、これは金は積んでおるわけじやございません。どんな仕事をするにしても、金を積んでおいて仕事をするといいことは、これはまあ事実、昔

通の場合ないことであります。私としては、これは日本の将来に非常な不安が起り、日本の将来に對して全然信念がないなら、これはいたし方ありませんが、私は現在の日本がだんだんよくなつて行くといふことに信念を持つております。従つてこの石炭産業の合理化のための資金の調達ができないといふことは決してないといふふうに確信をいたしておる次第であります。

それから、御質問をいろいろいたしてきました。お答えがその御質問通りにならぬかもしれませんが、私はこの案はむしろ労働組合等の協力を得られるものと信じております。というのは、現在のままで日本の石炭産業が行きましたら、これは全くと士崩瓦解するといつてもいいと思ひます。従つて企業者が困ることもありますが、その従業者、三十万人の従業者といふものは惨憺たる状況に陥り、現に非常な困難に中小炭鉱は陥つておるのでありますから、そこでこの合理化法案によつて、そうしてまあやむを得ない中小炭鉱、弱小炭鉱は整理する、その他は合理化によりまして炭価を下げ、そしてそういう重油や輸入石炭と競争のできるような立場に立ちさすれば、この炭業が安定するのでありますから、従つてそこに従業者の人たちも安定するわけでありまして、こういう案に對して従業者が反對するといふわけはない、従つて私は労働組合等においても、この法案にはむしろ協力をしてもらえるものと信じております。それから整備事業団の納付金がこれかといふことでありますが、これはまあ現に炭業業者も承諾しておりますし、それから先ほど一松さんの御質問、

の中にもあつたように、何もかも人におんぶするといふような心がけでない限りは、この必要なる整備のために一トシ二十四年までという納付金ができない理屈はないと思ひますから、これは必ず納付されるものと信じております。

それから事業団の借入金のことです。これは、これは大抵事業団の所要資金は、全体で今八十億圓と考へておるものであります。これは納付金によつてまかなわれるわけでありまして、したがって時間のズレがありますから、ときにまだその納付金の入らない前に、資金を必要とする場合に借入金をすることができるといふことであります。長い金を借りる意味はございませぬ。ましてその場合には大抵において政府資金の利用ができるといふふうから、この整備事業団の性格上、だれも金の貸し手がないという御心配はないと考へております。

それから重油の規制のことは、確かに重油を使うのを制限して、そうして日本の石炭産業の立て直しをしなればならぬといふことは、一面から申しますと、少し無理があります。しかしながら、はなはだしい規制をするつもりはないのでありまして、とかく国内エネルギーをできるだけ高度に利用するといふことは、私は日本産業全体のために必要だと思ふ。なるほど当面は安い重油を輸入することはいろいろと便宜がありますから、いいようでありまして、結局は日本の国内のエネルギー資源をできるだけ高度に利用するといふことが、單に石炭産業だけな

く、全産業のためにやはりよろしいことと考へております。やがて石炭の値段が下りまして、輸入重油等から見るとカオリト当り値段が低くなる予定ではございまして、それまでの間、あるいは一時、当面は重油を規制するために迷惑する向きも多少あるかと思ひますが、これはある程度がまんしていただければならぬものとして考へております。

それから標準炭価の問題についてお話をございまして、これはこの法案を實施いたし、そうして合理化をするためには、どうしてもこの標準炭価といふものを作つて、一つのめどをこしらへ、それより著しく上る、あるいは著しく下るといふことをやはりとめなければ、これは合理化が進行いたしません。自由放任で、もう今のままでほうつておいてよろしい、つづける炭価はつづけてしまふといふ思ひ切つた態度がとれば、それは標準炭価も何も必要がございせんけれども、それは私は今の日本の産業界は参らないと思ひます。やはり石炭産業は、一つかよるな方法によつて立て直しをしてやらなければならぬ、それにはある程度国家の力を貸してやらなければならぬ、国家の力を貸す限りは、やはり標準炭価のごときものを作つて、そうして炭価の方でもこれに協力して、むやみに炭価を高くしたり、あるいはむやみに炭価を下げて合理化を妨げるようなことをしないといふだけの、やはり一種の炭価経営者自身の自主的な努力を要すると思ひます。それをこの標準炭価制度によつて要求しておるわけでありまして、お話のようになこととは意味が少し違ふと存じます。以

上。(一松政二君事業団の最終責任者は、主体はと述ぶ)事業団の最終責任者は、政府でございまして。(一松政二君)「そうであれば国家が負担するといふわけですか」と述べた。それはそうなりましようが、しかしながら、整備団の資金は、借入金の必要なことは、先ほど申しましたように一時の金繰りだけでございます。

〔國務大臣西田隆男君登壇〕

○國務大臣(西田隆男君) お答えいたします。

第一の御質問は、労働三法の改正をしないや石炭合理化法案の目的の達成は不可能ではないかといふ意味合いだつたと考へております。私は必ずしもそうだと考へておりません。一松さんのおっしゃる通りに、労働組合法、労働関係調整法等につきましても、いろいろ改正したいではないかといふ意見が、各方面に相当強く叫ばれておることは、私も承知いたしております。しかし私としては、今直ちにこれをどうする、こうするといふことは考へておりません。よく研究いたしまして、もし改正しなければならぬ点が相当あれば、改正することによぶさかではございせん。また労働基準法につきましても、特に中小企業との関係から、これは改正してもよろしいといふ意見が相当強く叫ばれておるようでございます。しかし労働基準法の改正といふことは、国際的にも相当大きな影響がありますので、今回予算にも計上いたしておりますが、予算がとれました上におきましては、労働省で、第三者、学識経験者によつて、労働基準法は改正すべきであるかどうか、改正するとすれば、どういふ点を

改正するのといふことを、慎重に検討していただくために、たゞいま、せつかく準備中でございます。

第二の問題は、日本の国民所得の配分が不均衡になつておる、これではよろしいのかといふような御意見であつたと考へます。私は国民所得の配分が、非常に不均衡になるといふことは好ましいことではないと考へております。が、御承知のように、日本経済の現実は、一松さんのおっしゃる通りで、現実の問題としては、あなたのおっしゃる通りに不均衡になつておることから、これを法制化して均分するといふことは、ただ單に不均衡になつておるから、これを法制化して均分するといふようなことは、日本経済の現状から考へて、これは非常に困難なことでございまして、そこで私は、基本的にとつて自分の配分を余計にとるか、あるいは利益の上つた企業において、労働双方だけでその利益の配分をするとかいふような考へ方でなくて、国民経済的な正しい認識に基いて、価格の引き下げによつて国民大衆にもそのとり分を還元してやるのだといふ基本的な考へ方に立てば、結局はそれによつて、生活費の切り下げによる実質所得の向上という面において、ある程度現在の不均衡が是正される、こゝういふうな基本的な考へ方に立つて、労働行政を執行して参りたい、かように考へております。

〔國務大臣高橋達之助君登壇〕

○國務大臣(高橋達之助君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。やがて来たるべく想像される世界的の不況に対して、六年計画はどうやっているかと、こゝういふ御質問であると

存じますが、六年計画におきましては、現在われわれが受けておるところの特需、これは四億ドルから六億ドルある、この特需は六年の間になくなるということを想像いたしております。その上に、どうしてもその国際収支のバランスをとるためには、輸出産業として八〇%以上輸出を増進しなげな

らぬ。この方針を立てておるわけなんです。ところが、ところが各国におきましては、輸出といふものについて十分奨励いたしておりますのでありますから、いろいろ輸出については競争があるといふことは覚悟していかなくやならぬ、こゝ存じますわけでありまして、それにつきましても、どうしても日本の商品の輸出について全体のコストを引き下げるべく合理化せなければならぬ。その合理化をする上におきまして、すべての基礎産業のその基幹となる石炭といふものを合理化して、少くともその価格を安定せしめ、その価格を引き下げるといふことに重点を置かなければならぬ。全体のエネルギー・バランスから申しまして、日本の現在

は電力と石炭と石油によつておりますが、石油は輸入品である。国内の資源といたしましては、電力と石炭によらなければならぬ。そのうちの石炭が一番重要と存じまして、まず最初に石炭の合理化をいたしたわけなんです。であります。合理化によりまして、価格を引き下げ、輸出を増進し、そして国際バランスをよくしたい、こゝういふのがねら

いでございます。

○議長(河井彌八郎) 山本経勝君。

〔山本経勝君登壇 拍手〕

○山本経勝君 私は日本社会党第四控室を代表いたしまして、ただいま議題

になつております。石炭鉱業合理化臨時措置法案につきまして、鳩山総理大臣以下各閣僚大臣に御質問を申し上げます。

まず、基本的な問題といたしまして、總理大臣にお伺い申し上げますのは、過ぐる総選挙の際に民主連合が公約し、また第二次鳩山内閣が組織されました際にも明らかにされました経済六カ年計画に基く日本経済の再建に關してでございます。これはたびたび強調されて参りましたように、拡大均衡方式を推進するのである、こういうふうにおつたおつたわけでございますが、この拡大均衡方式の方向という基本方針と、当面する石炭の事情を打開するための合理化方式とは、全く首尾一貫しない観がございます。そこで、この点をまず總理大臣にお伺いするわけでございしますが、これにつきまして理由を申し上げますと、石炭は御承知のように、原料として、また燃料として、国民生活と密接な關係があることは周知の通りでございます。しかも一方、石炭を採掘するために必要な機械、器具、鉄材、木材、または坑木、こういったような広範な資材、機械、器具を必要といたしますので、これをさらに運搬をし、鉱山に運び込み、そしてさらに石炭を積んで運び出すこれらの鉄道、船舶、こういったものを引くために見て参りますと、文字通り日本経済産業構造の中で重要な地位を占めておる石炭産業であるといふことは、あらためて申し上げるまでもございせんし、先ほど通産大臣のお話の中にも、このことは指摘されておるわけでございます。ところが一昨年、二十八年でございます。下期から

以来現われて参りました石炭界の不況、きわめて顯著に現われて参つたわけでございますが、こういう石炭不況が、どういふ状態であるかということになつてきたかということについてでございますが、實態を見て参りますと、昨二十九年中に二百数十に上る炭鉱がつぶれました。そして二十八年から九年にわたる二年間に、大体八万人に上る炭鉱労働者の失業者を出しました。そしてまた賃金不払い等、先ほど一松さんのお話にもありましたが、非常に苦境に立つておるわけでございます。そして未払い賃金にいたしましても、大体昨年最も多い時期には、二十億に達していたと記憶しておるわけでございます。そして、また一方、こういう状況のもとでございますから、欠食児童が一番多いときには一万余千人に上つております。それからまた人身売買といったような、まことにゆゆしい社会問題にまで発展したわけでございます。この原因についてはいろいろあります。結局、利潤の追求のみにきりきりとしておつた、大局を忘れておつたという石炭産業に従事しております従業者自身の反省を必要とするというふうな点も見がしてはならぬことであらうと考へるのでございますが、何としても重油転換政策の奨励、政府の持つておるものを見のがせないものであると考へております。さきに申し上げましたように、日本経済産業構造の中で基幹産業として重要な地位を占める石炭産業が原始産業であり、地下に広がっておりまして炭層を追つて採掘するといふのでありますから、年々歳々その条

件は悪化するといふのが自然の勢いである。その点は他の製造工業などとは非常に違つた特殊の条件を持つておるということでございます。ましてデフレ政策という、いわゆる財政引き締め、あるいは投資の引き締め等が、強力になされた関係上、一般の中小民間企業の不振と萎縮といふことが、あるいはまた半面では、特需を中心にした大企業の独占集中の過程が急速に進行いたしました。原料生産である石炭産業の弱みから、最も大きくしわ寄せを炭鉱に受けた。その結果が今日現われております需給のアンバランスといふのではなからうかと考へられるわけであります。

そこで今日まで政治的ないろいろな事情もありまして、これらの事情を打破して、どうしてもこの際もつと広い見地から、全日本の基幹産業を大きく見直していかなければ、日本の再建にならぬのではないかと、さうに考へるわけでございます。特にガス、電力、肥料など広く国民の経済活動を活発にして、国民所得の増大をはかるというふうな政策が行われますと、おのずから石炭の需要は増大する結果となつた。私は鳩山内閣が強調して参られました拡大均衡方式という方向についてでございます。ところがいわゆる経済六カ年計画といふものの中身を検討して参りますと、先ほどの話もありまして、全くとにかく具体的な施策に至つては見るべきものがないという点で、きわめて失望をいたしておるのでございます。その経済六カ年計画の一環となつておるこの本法案について参りますと、一口に申し上げますなれば、単に不良炭鉱と申しますか、大体中小炭鉱が中心になると考へられますが、年産三百万トン程度にあたる中小炭鉱を買い上げて、これを閉鎖し、そして生産を制限するといふことが中心になつておるわけでございます。これは先ほどから申し上げますように、拡大均衡を中心とした方向であるならば、当然石炭産業並びに鉄鋼、化学肥料、ガスあるいはその他関連する産業あるいは石炭を必要とする産業という広い範囲において拡大生産を目標にされねばならぬと考へるのであります。この点におきましては全く反対で、縮小生産の方向をとつておられる。このことが基本的な拡大均衡方式を目標とした六カ年計画の方向という、つまり内閣の持つておられる基本方針と、現実に行われております石炭企業合理化あるいは石炭産業臨時措置法として合理化を目ざしておられる方向とが、全く一貫性が無いこととでございます。この点について總理大臣の明確な御答弁をお願いしたいのでございます。

第二の点といたしまして、同じくただいま申し上げましたことも直接関連を持つておるわけで、経費長官の方にお願ひを申し上げますのは、昭和二十二年と記憶をいたしておられますが、戦後の廃墟の中から日本の復興を推進するためには、何をしておいてもまず石炭であるといふことが強調されたこと、また記憶に新しいところでございまして、そこで当時四千万トンの生産目標を立てて、昼夜兼行で強力に増産を推進されたわけでございます。二十五年になりましたと、さらにそれが五千万トンの目標に変わり、それからこれら増産をはかるために必要な資金の問題にいたしまして、合理化資金といふものを出しまして、莫大な額を投じまして、そして増産々々といふ合意のもとに生産が推進されたわけでございますが、二十六年になりましたと、がぜん重油転換が奨励されるような事態になつて参りました。そこで七年、八年と、その状態は継続され、そして三十年の今日になりましたと、石炭の生産の制限という状態が現に現われて問題になつておるわけでございます。こうして見て参りますと、燃料として、あるいはエネルギーといたしまして、石炭に対する政策、さらに広範に申し上げますならば、石炭のみでなく、石油、ガス、あるいはその他関連する一連の総合的な燃料の政策といふものに全く一貫性が無いこととでございます。そしてさうしてこうした状態がすべて鳩山内閣の責任であるとは私は申し上げませんが、少くとも政府としていわれておる拡大均衡方式の推進をしようといふ建前から考へられるとするならば、単に石炭をどうするかという問題ではなくて、総合的な熱エネルギーに關する一貫性のある國策が樹立されなければならぬ。またそれが当然のことと考へておるわけでござい

政治的な裏づけをいかようにお取り計らいにならうと考えておられるのか、この辺も懇切な御説明をいただきたいのでございます。

次に第三点でございますが、総理にいま一つお伺いを申し上げたいのは、さきにも述べましたように、石炭産業が日本の国家資源であるという点、かつこの開発施設は国家の財産であるといわねばならないと考えるわけでございます。これが現在、アメリカを初め、国外から輸入されるところの重油によつて消費分野がはなはだしく侵食され、縮小されておることは見のがせない事実でございます。しかも今日の国際社会においては、輸入の途絶というよりなことや、あるいはまた価格の変動等が保証できないというところは、常識的に考へても明かるところでありますので、外国依存の危険から国内産業を守る、そのために関税等の方法、あるいはその他いろいろな保護政策があるでありましようが、それらの保護政策を強化するお考えはないか、この点をあわせて総理にお伺いを申し上げる次第でございます。

第四に、通産大臣にお伺い申し上げます。第四に、通産大臣にお伺い申し上げます。たいのではありませんが、通産省では昭和二十七年以来、都市ガス化の計画を推進されてきたのであります。現在その進行状況はどういう実態になつておるかということについて、詳細に御説明をいただきたい。この都市ガス化の問題は、一般家庭燃料の合理化として国民経済に大きな役割を果すというばかりでなく、従来使用されて参りました薪炭の大量消費というこのために、山林が乱伐され、そして沿山治水に重大な影響を与えておることは申すまでもないでございます。ことに日本

のように毎年ほとんど定期といつてもよいような形で、夏季ともなりまうといふと、台風、あるいはそのために豪雨というやうな災害に見舞われまして、農業といふ、あるいは工業といふ、あるいは一般市民に至るまで非常な被害を年々受けて参つておるわけでございます。こうした状態は、いわゆる山林の乱伐という結果から生じたことであることも、一つの重要な要素であらうと考へられるわけでありま

また、いま一つ、目を転じて、日本は火災の国といわれます。年々莫大な国帑と申しますか、国家の財産が莫有に焼失しておるわけでございます。この火災の原因を一応大ざっぱに見て参りますと、大部分が失火のよゝりでありまう。そしてこの失火が、木炭あるいは薪炭等を使用いたしまし火鉢とか七輪、あるいはまたききを使用いたしましと、その火の不始末によるという出火がその大半を占めるといわれております。これはこの火の取扱ひについて、ガスと違ひまして、非常に、消したと思つていても消えていなくなつたりするといふやうな取扱ひ上の不便さからくることが大きな原因となると考へるわけでありまう。で、こうして考へてみますと、い

化といふことは非常に重要なことであり、しかもこれは多くの都市住民が熱望しておることである。それからまた目を転じて、今申し上げましたように、国家的な災害の予防といふ見地もまた重要なことでございまして、年々こうした見地から、需要の増大の方向にあるといふことがいわれております。また通産省当局の御説明によりますと、やはりガスが需要増大の方向をたどつておるといふことは明らかにいえるのでございまして、ところが、このガス事業が公益事業という形でありながら、一部に独占されておるといふことを見捨ててはならぬこれは重大な問題でございます。従つて今申し上げましたやうな実情のもとで、一般的に普及の重大な障害になつておるのは、このガス企業が各地方にありまして、それぞれ公益事業として独占されておる、こゝういふところに大きな問題があるのではなからうかと私は考へております。私の出身地でございます福岡県で最も人口の密度の高い十一の主要都市について調べたわけでございまして、約四十一万世帯に對しまして、西部ガスが供給いたしてあります世帯数はわずかに七分の一、四十一万戸に對する七分の一の六万一千戸でしかないわけでありまう。そこで私は市民の声を聞いてみたわけでございますが、やはりガスが安

くつく。それでガスは引きたいのであるが、申し込むといふと、いわゆる前金でもって引込料金といふのをとられる、それは大体平均五万円といわれるのであります。その場所によりまして十万円かかることも、あるいは十三万円かかることも、あるいは三万円からいふて済むところもある、こゝう

りやうな実情なのであります。そこで一方、こゝういふ金が差あたりとんとん出せるほどなれば、窮乏といふ言葉も消えてなくなると考へるのであります。それが、申し上げますやうな状態のものではなかなか簡単に申し込んでもつけてくれないうし、またつけるための申し込む金がないと、こゝういふやうな実情にある。それから一方がガス会社には言わせるなれば、世帯数を増すだけではコークスの処理に困る、結局引き合はない。引つ込むのについても、機材、工事費等、経費の面で、資金の關係もあるのだ、従つて現在が能力の限度であるといふふり言つておられます。大体一戸平均、今申し上げましたやうに引き込みのための前納する金は五万と申しておりますが、これは平均でありますので、先ほど申し上げた通りで、こゝう申し上げてみますと、一、一体この熱望されておる家庭ガス化、あるいは都市における家庭ガス化といふ切実な要望が実現できないとこの隘路がどこにあるかといふことは、おのずから通産大臣におかれましても御理解いただけるかと考へます。

そこで通産大臣に所信をお伺ひしたいのは、通産省の言つておられます都市ガス化五カ年計画の有効な実施のために、この際次のやうなことを私はお考へ願ひたいと思ふ。都市住民の熱望にこたえて、当該地方の公共団体をし

業の形態をそのまま存続しておいたのではとて、先ほどから申し上げるやうに、この隘路は打開できない。従つて地方公共団体、あるいは新しい企業でもよければ、また炭炭経営者自身にそのした投融資の道を開いてガス化の計画をする、こゝういふことはお考へになれないものなのか、これは真剣に一つお考へになっていただきたい。またその所信を伺いたいわけでございます。それいたしますれば、石炭石炭といふので、先ほどから石炭を救済するといふやうな話もありましたが、救済をしてもならなくとも、おのずから石炭を増産しなければならぬといふことになつて参ると考へておるわけでございます。

また同じく通産省で御計画になつております、すでに実施中でありまして電力の問題にしても同様でございます。さらに私はこゝで付け加えて申し上げます。おきたことは、確実であるいは炭業、こゝういふ肥料でございますが、これも御承知のやうに大企業、独占的な経営にまかされておる。そこで中国を初め、東南アジア諸国における硫酸並びに尿素の需要といふものは非常に大きなものであります。その輸出が期待されておるにもかからず輸出ができない。また国内におきましても、農村の食糧増産のためには、どうしても安い肥料が豊富に提供されなければならぬ、こゝでまた申し上げますやうな、いわゆる硫酸会社の協定に基いて、適当に生産を調整し、価格を維持するといふ独占的なやり方がやられておる。この産業部門はこれまた石炭を非常に必要とするわけでありまして、こゝうしたいわゆる国民がほしがつてい

るもの、あるいは国民の経済活動をするための必要な資材を製造する、あるいは材料を製造する、業務、産業をどんなに起こすことになりますならば、石炭はいやでも必要になってくるわけであります。こういう一貫した一つの総合的な計画が立てられない限り、個々の石炭が困っているから何とかするといふような強硬策でもつては、とうていように考えるので、この点について通産大臣の責任ある御所見を伺いたい。しかも、私は今申し上げました産業分野を拡大した政策を実施することにによって、拡大均衡経済といわれる内閣の御主張とも一致してくるし、それこそが正しい道であらう。かように考えるので、その点の所信を伺っておきたいわけでございます。

次に、第五番目といたしまして、同じく通産大臣にお伺いしたいのは、堅坑の開きく及び機械化でございますが、今日まで一連の合理化は一応進められて参りました。必ずしもこれが所期の目的を達成していないということは、一松議員の御質問の中にもお触れになったように考えておりますが、堅坑の開発をしない分につきましては、つまり機械化によって今度の計画で増産をする、いわゆる能率を引き上げるというのでございます。そこで能率を現在の十一トンから十六トンに引き上げ、価格の点では二割の引き下げをやる、こういふわけのように承わっておりますのでございますが、これが労働強化によらずしてこうした事柄が実現できるのか、このような結果が実現できるという科学的な基礎を明らかにしていただかなければならない。今日まで

合理化はいつも労働強化一本やりで終っている。このことは、関係者のはたとんど一致して認めておるところなのでございます。むしろ資金を投下し、そうして機械を入れて合理化したいとなされた分野がないと申すのではない。そのことによって常に人員の余剰を生じ、そうしてそれらの人々がいわゆる首切りとなり、あるいはまた残った人々の労働強化によって、労働時間との点も十分にこの点でお考えを願わなければならぬ点だと思ふのであります。が、こういう意味で労働強化が強制されてきております。そうしてこうした合理化そのものを推進することは当然必要なことで、合理化そのものをわれわれが反対しておるのではなくて、合理化によって人員の整理が起る、そうして労働強化が押しつけられるといふところに問題があるのでございます。

【議長退席、副議長着席】
ですから、そういう意味において特に私はここで通産大臣に聞いていただかなければならないことは、そのことが労働者、特にあの危険な炭鉱労働者に対して災害を増大しているという事実であります。こうした無理な人員の犠牲をすることによって、いわゆる保安要員の配置が不十分になったり、あるいは保安施設の改善が十分でなかったり、こういうことから、しばしばそうした血の犠牲を労働者に行っている結果を作り上げていく。このことは見のがすことのできぬ問題でございます。

政府当局もすでに御存じの通り、先日北海道の大夕張でガス爆発が起つたたのであります。そのために四十四名の労働者が死傷いたしました。こういう

事実につきまして、その原因を直接私ども、詳細な事実を知っておるわけではございませんが、新聞や現地からの簡単な電話連絡によりますというところ、ガスが非常に多い個所ができてまして、そこでこれを密閉するということがあつて、しかもその個所はきわめて高温であるということから、密閉をやるので作業中であつたと聞くわけあります。このような状態、特に湿度が急に上昇する、極端に一夜のうちに上昇するといふのではなくて、徐々に上昇いたしますから、当然だれが見てもわかる状態になるわけでございます。そこでこれらのいわゆる爆発に至るまで温度が上がるまでに、それぞれ措置を講じ得ると私は考える。私の二十年の炭鉱生活の経験から申しまして、そのことははっきり申し上げ得ると思ふのであります。ところが、これらの予防措置を講ずるに必要な人員が配置して

あつたかとうかといふことは、非常にこの場合にも問題であると考える。常に業者は能率を上げることにのみききゅうきゅうとしておりまして、いわゆる人員の削減というようなことを強行するために、保安の軽視が行われたり、いわゆる保安問題を軽く扱っている。そういうことがいわゆる災害を惹起して、大きな事故を起しました幾多の事例が今日までもあるのであります。

今度の大夕張の問題はともあれ、現在組合からも代表が参つて調査に當つておるような実情であります。こうして考えてみますと、労働者の安全が保障され、そうして労働強化にならない正しい意味における合理化といふものは、どうしたらできるのか。この辺の研究なり検討を十分通産省において

もなされたことではあろうと考えます。しかしながら今日までの状態を見て参りますというと、これはいわゆる場当りの方法でしかなかったのではなからうか。先ほどの御質問なり、あるいは政府の御答弁の中にも……政府の方からの御答弁はありませんでしたが、まず現在の鉱区の分布状態、あるいは炭田別の鉱区の分布状態を見ます

という。先ほどお話の通り、小さな炭鉱大きな炭鉱入りまじつておつて、そうして鉱区が幅狭しておる。きわめて複雑な状態にあるわけなのであります。で、本当の意味において、これを堅坑を開さくし機械化するといふのであれば、少くともこの鉱区は、いわゆる炭田別に鉱区を統合整理されなければならぬという点では、先ほどの一松さんの御意見とも全く一致するわけでありました。ただしこのことは、いわゆる日本の炭鉱の置かれております今日の状態がすでに、前進式採炭といわれる近い所から掘っていく炭鉱であります関係上、非常に状態が悪くなっております。そうすると、いわゆる保坑から抗道維持あるいはその他の経費というものは莫大にかかるから、とても私企業では事実上できない。そうになると、勢ひ浮び上ってくるのは、しばしば言われておりますところの国有国営という道が残されておる。で、こうした点につきましては、先日も通産大臣は衆議院の本会議におきまして、国営国有、あるいは国営方式をとる考えはないということをおっしゃっておりますが、こういう実情を打開するために、多くの資金を投下し、しかも失業者を出して、それらを救済

しなければならぬというような事になりましてならば、少くともこれに対する、国有国营の形をとらなくとも、政府資金の投下によつて、日本の石炭産業が守られなければならないという現実ではなからうかと考えます。この点につきまして、通産大臣の確固たる所信を伺つておきたいわけでございます。

次に第六番目に、この法案の中身について若干触れた御質問をいたしたいのであります。標準炭価と販売統制についてでありますが、標準炭価を決定する方法というのは、具体的には一体どういうふうにお考えになっておるのか。一般には生産原価を基礎として、これに適正利潤を加え、さらにそのときどきの市場の変動や消費産業の状況等を勘案して決定するというのが、一応の常識なのでございましょうが、これはかつての配炭公団において炭価を決定する、あるいは質炭価格を決定するときの困難さを思い浮べてみるといふと、これは容易ならぬ、簡単に行く問題では実はないと思います。そこで配炭公団の実例と申しまして、ここでごまかに申し上げる余裕もございませんが、これはすでに通産大臣も御存じなことで、その点につきましては、十分自信がおありかどうかといふことを明らかにしていただければいいと思う。かつ、その決定自身を、かりに事業団といえますが、あるいは審議会等においてきめましても、それがどの程度のいわゆる販売価格の拘束を持つものであるか、こころ忍も、……

○副議長（重宗雄三君） 時間が参つております。

○山本経勝君(總) 全く法案の中から受け取れない、こういうふうな実情でございます。

それでは時間が参つたようでございまして、大へん残念でございますが、本法案としては最も重大な問題として私ども考えております炭鉱労働者の失業並びに失業に關する対策、あるいは基本的な考え方として労働関係の問題が残つたわけでございまして、この点につきましては委員会におきまして十分また御質問をし、検討をいたしたい、かように存するわけでございします。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) お答えをいたしますが、私に対する質問に対しては、関係閣僚から答弁をしてもらつた方がよろしいと考えております。

六カ年計画と矛盾しておらないかという御質問に対してはお答えをいたしますが、とにかく質問をする山本さん自身が認めになりましたように、石炭産業といふものは、非常に窮乏した事象になりましたので、臨時措置法を必要と考へたのでありますが、これは六カ年計画と矛盾しておらないと思ひます。

統制政策につきましては、原則としてはやはり自由経済で行くわけでありまして、例外として統制の政策を加味することはやむを得ないと考えております。

〔國務大臣高橋達之助君登壇〕
○國務大臣(高橋達之助君) お答え申し上げます。

エネルギー総合対策から、この石炭の合理化は、どういふ関係があるかという、ことを、先ほど總理がお答えいた

しました。この六年間の目標として、この大均衡とこの合理化とは矛盾するだらうか、こういうことについて私は一言申し上げたいと思ひますが、大体におきまして、六年間における日本の人口一人当りにおきまして、エネルギーの資源を石炭に換算いたしますと、これは現在一・三二でございまして、これを六年後に一・六〇に上げたいと思つております。それにつきましては、大体エネルギー資源である電気の方は、六カ年間に五〇%ふやす、これはラウンド・ナンバーで申します。

それから石炭の方は二〇%ふやす、油の方は一〇%、これはほとんど輸入に充てる、こういうエネルギー資源の総合計画を立てておられるわけですが、石炭におきましては六カ年計画におきまして、もちろん六カ年計画では、最初の三カ年間は、将来の大均衡における一つの地固めを行うことになつておられますが、石炭だけはそうではなくて、毎年増加していきたいということ、そういうことで二〇%増加、現在は四千三百萬トンであります、これを六カ年後に五千萬トンに、二〇%ふやす、こういう計画であります、これに要する資金も年々大体三百億ぐらい見込んでおられるわけでございします。

以上をもつてお答えいたします。
〔國務大臣(石橋湛山君) 拍手〕

○國務大臣(石橋湛山君) 先ほど總理からもお答え申し上げましたが、大均衡と、この合理化法案が矛盾するだらうかという、ことは、私は全然そういうことではないと思ひます。というのは、むしろ経済の大均衡をはかつていかなければならぬ、しかしそれに

しても、第一に石炭の値段が今までのように高くては、これは大均衡をはかることはできないのですから、従つて石炭の値段を合理的に下げるといふことは、大均衡政策の前提条件とも申してよろしいと思つております。

大均衡は、単に無理やりに生産をふやすといふことでなくて、同時にいわゆるプロダクティビティ、生産性といふものが、生産性を増加するといふことがどうしても必要だと思ひますので、そういう意味において、私は今回の石炭合理化は、石炭のプロダクティビティをふやす、それをもとにして全産業のプロダクティビティをふやす一つの基本になるものと存じております。

御質問はいろいろありましたが、都市ガスの問題は、通産省におきまして、ぜひ一つ都市の燃料はガスにしたいと考へまして、奨励を行なつてゐるのであります、お話をよく、なかなか配管等の施設費が高くなりまして、この普及が思うように参つておらないことは、はなはだ遺憾でございます。これはそうかといつて、競争会社を作つたからといつて、それが普及するものではないと思ひます。そこで御意見のように、ガス事業に対する財政投融資をするというふうな気持がないかといふことでありますが、資金の融通については、今までもガス事業に対して相当努力をいたして、できるだけ融資をするように努力をいたしております。なお、それに対して財政投融資をするかどうかといふことについては、研究をしてみるつもりでおります。

それからそのほか石炭の増産とかいふようなことをいろいろお話がありましたが、むしろ石炭の増産も大いにやるつもりで、これには財政投融資を本年も相当額いたす予定になっております。そのほか完全ガス化でありますとか、あるいは石炭の化学工業でありますとかいふものも考へてゐる次第でございます。

それからこの合理化の結果、労働強化にならないかといふお話であります、私はこの合理化は、先ほど申しましたように、石炭の生産性を増加する、機械化によつて生産性を増加するのであります、その結果が労働の強化になることは信じておりません。ただ中には、企業者の中に誤るものがあつたり、お話のように保安要員などの手を抜いて事故を起すといふようなことは、これはなきにしもあらずでございますから、それに対しては、むしろ通産省としては十分な監督をいたすつもりでおります。

それから鉱区の整理統合のことも考へまして、これは強制的にいたすようにはなつておりませんが、しかしながら非効率な炭鉱を買い上げ、あるいは堅坑を掘るといふことに伴ひまして、行政指導によりまして鉱区の整理統合をいたす心組んでおります。

それから国有炭のことは、先般衆議院でも申しました通り、ただいま考へておりません。国有炭にしなければならぬ、また国有炭にしたから、必ずやれるといふものではないと考へております。

標準炭価は、主要生産地の標準品位の一般炭について生産原価その他を考慮して、そして大体一年ごとに審議

会の議に付して決定をし、これを公表するつもりでございます。炭な仕事ではないかもしれませんが、決してできないことではないと確信をいたしておる次第でございます。

以上、お答え申し上げます。

○副議長(重光謙三君) 上條愛一君。

〔上條愛一君登壇、拍手〕

○上條愛一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、本法案に關し若干の質疑をいたしたいと存じます。わが国におけるエネルギー供給の推移を見ますと、エネルギー需要の年の増加に対し、水力発電等、輸入燃料が主たる供給源となつておりますことは周知の通りであります。これは吉田内閣以来今日まで、政府がエネルギーの増加供給源として、一定の国策を有せず、安易な輸入燃料に依存しまして、重油消費の規制と、その輸入関税を考慮せず、また外国炭輸入の制限をなさずして放任し、国内炭の最大限利用の方途を講じなかつたことが、今日のわが国の石炭産業の行き詰まりを招来した最大原因であることは明白であります。

しかし、輸入燃料によつて国内の熱源不足の解決をはかろうとしたことは、これは、国際貿易収支の面からも不安定であり、現在すでにその限界を越えつつあることは明らかであります。巷間に国内石油資源の開発が強く要望されておりますゆゑであります。この際政府は、当面の経済のみにとらわれず、国内資源を最高度に活用する立場から、単に非効率炭鉱を買いつづることによつて、出炭を制限して炭価の安定をはかり、石炭産業の当面す

る不況克服を期待するよりも、むしろ石炭供給安定のために妥当な方策を講じたとして、低能率炭鉱、低品位炭鉱といふも存立し得る道をはかるべきであると思ふのであります。この見地から本法案を見まして、第一にお尋ねいたしたいのは熱資源開発方式に關してであります。現在伝えられるところによりますと、過剰出炭量は三百萬トンと称せられております。もしかりに低品位炭を使用する五萬キロワットの火力発電所を長崎、筑豊、常磐に各一カ所、北海道に二カ所、合計五カ所を建設したとするならば、年間約三百萬トンの石炭を消費いたしますことになるのであります。総合的なエネルギー対策として当然考慮が払われるべき方策でありまして、当面する出炭過剰をたゞ押えることが石炭産業の合理化、近代化の唯一の道ではないと信じます。しかるに通産當局は熱資源開発方式の樹立に當りまして、石炭資源の生産能力に限りありといたしまして、水力発電を主として火力発電を従としておるのであります。しかも火力発電は水力発電に比べまして建設費が低廉でありまして、平均キロワット水力十二万四に對しまして、火力は五万五千四であつて、約半額にすぎないのであります。なお建設期間も、相当の大発電所でありまして二カ年程度で完成するのであります。さらに最近発電原価も非常に安く、かつ火力は水力のごとく天然現象と雨風に左右せられることがなく、計画生産が行い得るのであります。以上のごとき総合的立場から、この際政府は熱資源開発方式を修正して、石炭資源地帯附近の水力

発電建設計画を火力に変更する等の操作によりまして、石炭消費量の増大を企図するお考えがあらうかとどうか。またさらに低品位炭を原料とした新しい消費分野を開拓し、石炭問題解決のための意図を有せられるかどうか。御所見を承りたいのであります。次に、石炭の流通面でありまして、現在中小炭鉱業者の販賣組織は、中間販売業者が依存する実情でありまして、大手筋大会社と比較にならない不利な立場に置かれておりますが、政府はこれの際、中小炭鉱の自主的販賣組織を奨励して、これに財政融資を与え、法的保護をも考慮する必要があると思われませんか。政府はその意図を有せられるかどうか承りたいのであります。次に、石炭整備事業団に關する問題であります。この事業団は整備基準に基いて買収する規定になつておりますが、整備基準はどのような内容でありまして、また買収に要する費用並びに事業団の運営費については、炭鉱事業主からの納付金によつてまかなわれることになっておりますが、不況にあえぐ炭鉱企業の現状から判断いたしますと、旧債の金利はとにかくいたしまして、特別の出炭に応じたトシ当り十八四の納付金を支出するとは、これは負担に耐えられないかどうか、はなはだ疑問であります。通産大臣はこれについていかなる見通しを有せられるか。また事業団は業務に必要な資金を借り入れることが出来るのであります。それは起債を認めるのであります。あるいは財政融資を行ふのであります。また大蔵當局とどのような了解に達している

か。その借り入れ方法等につきまして具体的に指示を願ひたいのであります。なお本法案は時限法であります。法の失効時に存在する事業団の所有にかかるところの採掘権、炭業施設その他の財産等がどのように処理されるのであります。廃止によつて生ずる財産歸属等の問題の処理に關する法の規定がないのであります。これに關する通産大臣の御意見を承りたいのであります。次に私は、通産省の付屬機關として石炭炭業審議会が設置せらるることになつておりますが、その審議内容は直接的に炭業労働者に關係を有し、場合によりましては致命的影響を與えるのであります。本法案の第七十二条には「委員及び専門委員は、関係行政機關の職員及び石炭炭業に關し學識経験のある者」となつております。この中の石炭炭業に經驗ある者として當然労働者の代表を加えるものと信ずるのであります。今日まで通産省に設置せられておりましたところの付屬機關の二十二を見ましても、労働者の代表が除外せられておりました。この際、念のために審議会の構成について伺つておきたいのであります。次に、通産大臣並びに労働大臣にお尋ねいたしたいのであります。石炭炭業振興に關しまして、かつて國は五千二百萬トンの生産を目標としまして、その達成のために特別な財政資金の融資を行つたのであります。しかるにこの融資は無統制、無計画でありまして、必ずしもその所期する石炭増産に効果を上げ得ず、濫費の傾向が強かつたのであります。この融資が、今日の石炭炭業に膨大な負債となつて残つておるのであります。この財政資金借入残高は本年二月末現在、旧復興金融庫關係で二百三億、旧見返り資金で三十七億、開發銀行百五億となつておるのであります。この債務が現在石炭炭業の合理化、近代化の阻害となつておることはいふまでもない事實であります。政府はこの際、この旧債務を一時たな上げする意図があらうかどうか。もしないとするならば、旧債の返済が新規貸出しを上回つて、新たにさらに特別融資を行わなければならない、石炭炭業の近代化、合理化は不可能と思われ、もし、してこれを履行せんとすれば、徹底した労働強化と低賃金政策となつて現われてくることは必然であります。両大臣は、本法の実施によつて生ずるところの労働強化と低賃金の招來を防ぎ得ると思考せられます。また従来雇用労働者の退職に當りましては、その勤続年数に応じて退職金が支給せらるるものが通例でありまして、本法案においては労働基準法に基くところの予告手当と未払い賃金の支払いを規定しておるのみでありまして、退職金に對する考慮が払われておりません。従つて退職金問題をめぐつて労資間の紛争が生ずると思われ、何ゆゑ退職金問題に關する規定を除外したのであるか。また退職金問題を中心として起る紛争にいかに対処せんとするのであるか、承りたいのであります。

特に労働大臣にお伺ひいたしたいのは、本法案の実施によつて生ずる数方の炭業労働者の失業に對し、具體的の方策が樹立せられておるかどうか。政府當局は建設事業もしくは公共事業等に吸収すると稱してありますが、従來の実績を見ますに、工場、炭山労働者の失業対策として、これらの事業が効果をあげておらないのであります。労働者は働かなければ生活できないのであります。すでに本法案の実施によつて職場を失ひ、住宅を追はれる炭業労働者は、一日といふでも生活の余裕を有しておらないのであります。従つて急速に対策が講ぜられなければ、ボーダー・ラインの生活に突入し、生活保護法の援護を受ける以外に道がないのであります。果して労働大臣はこれらの失業者の移動、住宅、就労等に対しまして、遺憾なき具體的対策を準備せられておるか、その詳細を承りたいのであります。

最後に場山内閣総理大臣にお尋ねいたします。本法案は、わが國の産業経済を独占資本を中心に再編成するため、関係労働者と中小企業の犠牲を法律をもつて強制しようとするものであります。従つて本法案は、結局において大企業、大資本の擁護でありまして、独禁法に示すところの一般消費者大衆の利益と労働者の雇用を保障するものではないと思ふ。しかも最近の政府の行政指導の態度を見ますと、独禁法の実質的變革と思はれるカルテル、トラスト的經濟統制の色彩を強めまして、政府はその見地に立つて、わが國産業經濟に對する方策を進めつつあるやに思惟せられます。独禁法は獨禁法に對し、存廢その他いかなる見解を有しておられるか承りたいのであります。またわが國の産業經濟の構造は、依然として中小企業がその大部分を占め、中核をなしております。しかるに

近年のデフレ政策と特需の衰退によりまして、中小企業は破綻し、完全失業者は七十万を突破しつつあるものであります。さらに本法案の実施によりまして新たに中小炭鉱に六万の失業者が生ずることは明白であります。しかるに政府の説明によりますと、これら失業者は、建設工事、公共事業等に吸収するとのみにて、その具体的対策が示されないものであります。すでに中小炭鉱においては現在失業にさらされ、生活に窮し、電燈すらつかる能わずして、ろうそくの光に照らされて一家飢えに泣く惨状を呈しております。全国の労働者は、その生活苦を傍観できず、資金と物資を集めてその救済に全力をあげつつある実情であります。国民生活の安定は、鳩山内閣の公約であり、す。總理は、本法案の実施によつて生ずるところの六万の炭鉱労働者とその家族の生活保障について、確固たる具体策を立て、責任をとる覚悟を有しておられるか否かを承わりたいのであります。

以上をもつて私の質疑を終ります。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇〕

○国務大臣(鳩山一郎君) 上條君の質問に対してお答えをいたします。

このたびの臨時措置法案は決して独占を強化するものとは考えておりません。それから失業者に対しては十分の措置を講じておるつもりであります。詳細は労働大臣よりお答えをいたします。

〔国務大臣石橋湛山君登壇〕

○国務大臣(石橋湛山君) お答えいたします。

この法案は、決して石炭の生産をたいたすに押えようということを目的としておるものではないと思ふ。むしろわれわれは需要の増進を大いにやりたいと、かように考へて需要増進のために全力を注ぐのでございませう。しかしながら過渡的に当面の問題として、この合理化をとにかくやらなければ、いずれにしても先ほど申し上げましたように、石炭の原価が下り、需要者に入る価格が低くなければ、結局石炭の生産を維持することができな

いということになりまうので、そこでこの合理化をして生産費を下げよう。その間において合理化を妨げるような事態が発生する懸念もございませう。そこでこの生産を一時押えなければならぬというところも起る。またいかに合理化をいたしませう、結局機械化その他の手も及ばず、どうしても非能率であるという炭鉱は、まことにやむを得ませんので閉鎖をするというところ、これは全体を浮かすためにはやむを得ないことだと思ひます。従つて低能率炭鉱を存置するということは、決して拡大均衡にもならないし、石炭

鉱業そのものを生かす道にもならないと存じますから、低能率炭鉱は、やむを得ませんから整理をいたしたい。しかしそれは低品位炭を排除するという意味ではないのでありまして、低品位炭の利用ということも、もちろん非常に考へておりました。これをできるだけ山元において火力発電にすること、このような方式は、強力に進めて行く覚悟でございませう。あるいは石炭化学、先ほど申し上げましたように、火力発電は言うまでもなく、石炭化学、その他の石炭の利用の道は十分研究をして行

きたいと存じております。結局先ほど経費長官も申された通り、昭和三十五年には、生産を抑えたと申します。が、石炭は五千万トンを超える需要があるという見込みで、拡大均衡をやるのでございませう。繰り返して申し上げますが、決して単に生産を抑えるための法律ではございませう。

それから中小炭鉱の販売組合のお話がありましたが、これは実は今までもしばしば企てましたが、なかなかうまく参りませんので、実は弱っているわけではございませう。今後一つ何とか指導をしまして、できれば中小炭鉱の販売をもう少し合理化して、そうして中小炭鉱者が販売の上において、非常な不利益をこうむることのないようにいたしたいと考へております。

それから事業団が資金の融通を受けることについては、先ほど一松さんの御質問に対してお答えした通りでありまして、これは一時の金繰りのために資金の融通を受ける必要が起るだろうというのを予想して立法をいたしたものであります。その資金の融通はさうでありますから、政府資金、国家資金の融通も考へておるわけでございます。

それから事業団の財産の問題は、これは事業団はこの法律の施行期日が終りまして、儲蓄の問題がございませう。あの法律のあるように、なお事業団は継続するのでございませう。最後にはむしろ財産を整理する。結局も残余財産があれば、それはその際に適当に処分するというものであります。

それから審議会の委員の中へ労働者の代表者を入れるかという御質問に對

して、あれは私も、実は今までの委員会というのは、どこの代表者というよりな考へ方でありまして、いろいろのバランスでもつて、あつちの代表を入れるから、こつちの代表も入れるというふうなことで、これはあまり好ましい形ではないと思ひます。代表者という形ではなく、真に学識経験者をお願いをして、審議会を組織したいと思ひます。その中にはむしろ代表者という意味でなくとも、これに労働者の出身の方、あるいは現に労働に従事しておる人たちを学識経験者の中に加えることは十分に考へておる次第であります。

それから、これが労働強化なり、賃金低下にならないかという御質問に對しましては、これも先ほどどなたかにお答えしたように、私もどなたかに考へておりました。プロダクティブティを増すのでありまして、賃金はむしろ特別にそのために上るといふことは考へておりませんが、世間の物価あるいは賃金一般のレベルと共に、炭鉱の労働者の賃金も上ることは予期しております。ただ炭鉱だけがひとり賃金が上るといふことだけは予期をいたしておりませんが、一般の物価、賃金等に相応した賃金を取るといふことはむしろ考へております。

それから退職金の問題を特に法律に書いておきませんでしたのは、これは企業者と労働者との間に取りきめられべきものでありまして、一律に法律的にこれを強制するとか、決定するとかいふことは困難だと考へましたので、退職金のこととはわざとあそこに入れておかなかつたのであります。

それから大資本家の資本の擁護になるといふことも、これも先ほど申し上げた通り、決してそういうつもりではございませう。これは結局、中小炭鉱というものの救済と言つては語弊がありますが、中小炭鉱を生かす、とにかく能率のいい炭鉱は中小にかかわらず生かす、それで機械化をし、あるいは中には堅抗を続けるということで行くのであります。結局この計画が終りましたときの状況はどうなるかといふと、依然として中小炭鉱の生産高が少くも全生産高の半分を占める形になるわけでありまして、決して大資本、大炭鉱だけに集中するものではございませう。

以上、はなはだ簡単であります。お答えを申し上げました。

〔国務大臣西田隆男君登壇〕

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。

労働強化と賃金低下の問題は、ただいま通産大臣がお答えした通りでございます。

それから、上條さんはお考え違ひをしておられるのではないかと思ふのですが、一カ月の特別手当を給付すると書いてありますのは、あれは予告手当ではございませう。特別な一カ月分の手当を給付すると、こゝろいふことでございまして、予告手当と退職金は、さつき通産大臣が申しましたように、労使双方によつてきめらるべき問題でありますので、あの法律の規定の中には載つておりません。当然予告手当は別にもらへるということになつております。

それから合理化法案の施行に伴つて生ずる失業者をどう収容するのか、具

午後五時三十七分散會

曾祿益

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、日本国とメキシコ合衆国との間の文化関係を維持し、かつ、緊密にするため、両国間の文化交流を促進し、ひいては、政治的、経済的交友関係の増進に資するものであつて、妥当なものと認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とタイとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年五月二十四日

外務委員長 石黒 忠篤

参議院議長 河井 彌八郎

多数意見者署名

曾 祢 益 羽生 三七

佐多 忠隆 佐藤 尚武

後藤 文夫 岡田 宗司

草葉 隆圓 鶴見 祐輔

小淵 彬 鹿島守之助

梶原 茂嘉 野村吉三郎

須藤 五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、日本国とタイとの間の文化関係を維持し、かつ、緊密にするため、両国間の文化交流を促進し、ひいては、政治的、経済的交友関係の増進に資するものであつて、妥当なものと認められた。

二、費用

別に費用を要しない。

昭和三十年六月六日 参議院會議録第二十号

二五八

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価一部 十五円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三六二番